

鳥取縣公報

昭和二十六年九月二十一日
外 金 曜 日

本報は、本紙の八割定規格A五判

條 例

◇鳥取縣條例第四十八号

鳥取県し畜生産検査條例（昭和二十五年鳥取県條例第十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県し畜生産検査條例中改正條例

第十四條中「二十円」を「五十円」に改める。

附 則

この條例は昭和二十六年十月一日から施行する。

◇鳥取縣條例第四十九号

鳥取県山羊乳取締條例（昭和二十四年八月鳥取県條例第五十一号）は廢止する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第五十号

鳥取県境漁業無線局設置條例を次のように定める。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県境漁業無線局設置條例

（目的）

第一條 無線通信により、漁業生産の向上を図るとともに水難の予防及び救助に万全を期するため、鳥取県境漁業無線局（以下「無線局」という。）を設置する。

（設置場所）

第二條 無線局は、西伯郡境町に置く。

(業務の内容)

第三條 無線局は、第一條の目的達成のため、次の業務を行う。

- 一 海況及び漁況の通報
- 二 漁業気象の通報
- 三 漁船との通信
- 四 その他目的達成上必要な事項

(職員)

第四條 無線局に次の職員を置く。

- 局長 一名
- 事務吏員 若干名
- 技術吏員 〃

(施行規定)

第五條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第五十一号
産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十二條の規定に基き、鳥取県産業教育審議会條例を次のように定める。
昭和二十六年九月二十一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県産業教育審議会條例

(設置)

第一條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十一條の規定に基き、鳥取県産業教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二條 審議会は、十四人の委員で組織する。

委員は、左に掲げる者につき、鳥取県教育委員会が任命する。

- 一 産業経済界における学識経験がある者 三人
- 二 教育界における学識経験がある者 五人
- 三 勤労界における学識経験がある者 三人

四 關係行政機關の職員

三人

3 委員の任期は一年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員の費用弁償)

第三條 委員の費用弁償は、職務を行うために要する旅費とし、その額及び支給方法は、鳥取県旅費支給條例(昭和二十五年鳥取県條例第三十二号)による。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第五十二号

鳥取県公布式條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第二十八号)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県公布式條例中改正條例

第一條中「鳥取県選挙管理委員会、鳥取県公安委員会の

定める規則及び規定で公表を要するもの(以下「選挙管理委員会等の定める規則及び規程」という。)(を「県の機関の定める規則及び規程で公表を要するもの」に改める。

第五條を次のように改める。

(県規則及び県規程の公布方法)

第五條 第二條の規定は県規則の公布にこれを準用する。

2 県規程は、知事名をしるし知事印をおした後番号を附して公布する。

3 第三條及び第四條の規定は、前二項の県規則及び県規程の公布にこれを準用する。

第五條の次に次の一條を加える。

(県の機関の定める規則及び規程の公布方法)

第六條 県の機関の定める規則及び規程は当該機関を代表する者の名をしるし当該機関を代表する者の印をおした後番号を附して公布する。

2 第三條及び第四條の規程は、前項の県の機関の定める規則及び規程の公布にこれを準用する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第五十三号

鳥取県建築代理業條例(昭和二十五年鳥取県條例第五十五号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県建築代理業條例中改正條例

附則第三十四條中「昭和二十六年三月十日までに、」とあるを「昭和二十六年八月三十一日までに、」に改める。

◇鳥取縣條例第五十四号

鳥取県養老院設置條例を次のように定める。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県養老院設置條例

(目的)

第一條 鳥取県養老院(以下「養老院」という。)は老衰のため獨立して日常生活を営むことのできない要保護者を收容して生活扶助を行うことを目的とする。

(設置)

第二條 養老院を東伯郡淺津村に設置する。

(職員)

第三條 養老院に左の職員を置く。

院長 一名

その他の職員 若干名

院長は知事の指揮監督を受けて院務を掌理する。その他の職員は院長の監督を受けて院務をつかさどる。

(施行規定)

第四條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

00806

◇鳥取縣條例第五十五号

鳥取県八頭厚生寮設置條例を次のように定める。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県八頭厚生寮設置條例

(目的)

第一條 鳥取県八頭厚生寮(以下「厚生寮」という。)は住居のない要保護者の世帯に対して住宅扶助を行うことを目的とする。

(設置)

第二條 厚生寮を八頭郡国中村に設置する。

(職員)

第三條 厚生寮に左の職員を置く。

寮 長 一名

その他の職員 若干名

寮長は知事の指揮監督を受けて寮務を掌理する。その他の職員は寮長の監督を受けて寮務をつかさどる。

(施行規定)

第四條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第五十六号

国民健康保険法第四十七條の六の規定による審査委員会の審査手数料條例を次のように定める。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

国民健康保険法第四十七條の六の規定による

審査委員会の審査手数料條例

第一條 鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会の行う診療報酬請求書の審査の手数料に關しては、この條例の定めるところにより納付する。

第二條 前條の規定により納付する審査手数料の額は、診療報酬請求書一枚につき二円五十錢とし納額告知書により審査の月の末日までに納付しなければならない。

00805

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第五十七号

果有種畜種付手数料條例(昭和二十五年八月鳥取果條例第四十八号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

果有種畜種付手数料條例中改正條例

題名を「果有種畜種付及び精液の讓渡手数料條例」に改める。

第一條中「飼養する雄畜によつて種付」を飼養の雄畜による種付又は精液の讓渡に「種付手数料」を「種付手数料又は精液の讓渡手数料」に改める。

第二條第二号中「六箇月間同」を「四箇月間同」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 精液の讓渡手数料の金額は次のとおりとする。

乳牛 一回注入分につき 二五〇円

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第五十八号

鳥取県紙検査條例(昭和二十三年三月鳥取果條例第二十一号)は昭和二十六年八月三十一日限り廢止する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第五十九号

鳥取果結核検査協議會條例を次のように定める。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取果結核検査協議會條例

第一條 結核検査協議會(以下「協議會」という。)(の運営に關して必要な事項は、結核予防法(昭和二十六年

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第五十七号

果有種畜種付手数料條例(昭和二十五年八月鳥取果條例第四十八号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

果有種畜種付手数料條例中改正條例

題名を「果有種畜種付及び精液の讓渡手数料條例」に改める。

第一條中「飼養する雄畜によつて種付」を飼養の雄畜による種付又は精液の讓渡に「種付手数料」を「種付手数料又は精液の讓渡手数料」に改める。

第二條第二号中「六箇月間同」を「四箇月間同」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 精液の讓渡手数料の金額は次のとおりとする。

法律第九十六号)及び結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)に定めるものの外、この條例による。

(協議會の名称)

第二條 協議會の名称は、その置かれた保健所の名称による。

(協議會の開催)

第三條 協議會は、毎月二回開催する。但し特別の事由があるときはこの限りでない。

2 協議會は、委員三名以上の出席がなければ開くことができない。

(協議會の招集)

第四條 協議會は委員長が招集する。

(協議會の議事)

第五條 委員長は協議會の議長となり議事を整理する。

第六條 協議會の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(關係者の意見)

第七條 關係吏員及び議事に關係ある者は、委員長の許可を得て會議に出席し意見を述べることができる。

(委員の報酬)

第八條 協議會に出席した委員には報酬を支給する。

2 委員の報酬は、一日につき三百円とする。

3 公務員である委員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第九條 協議會に出席した委員には鉄道賃及び車賃の実費を支給し、その支給方法は鳥取果旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取果條例第三十二号)による。

(庶務)

第十條 協議會の庶務は、その置かれた保健所において処理する。

(運営の細則)

第十一條 この條例に定めるものの外、協議會の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第六十号

鳥取県立図書館設置條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第四十五号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県立図書館設置條例中改正條例

第二條を次のように改める。

第二條 鳥取県立図書館を次のように設置する。

名 称 位 置

鳥取県立鳥取図書館 鳥取市西町

〃 八頭分館 八頭郡国中村

〃 倉吉〃 東伯郡倉吉町

鳥取県立米子図書館 米子市久米町

〃 日野分館 日野郡根雨町

附 則

この條例は昭和二十六年十月一日から施行する。

正 誤

昭和二十六年九月十八日鳥取県公報号外中誤植があるので次のように訂正する。

條例番号	頁	段	行	誤	正
三九	二	下	一三	二百六十一号	二百六十一号
三	〃	〃	七	かわらす	かわらす
四六	八	〃	五	恩給年額	恩給年額
一〇	〃	〃	一二	それを	これを
一〇	〃	〃	一三	退隠料年額の基礎	退隠料年額の計算の基礎

昭和二十六年九月二十一日印刷
昭和二十六年九月二十一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町